

# 自動車地球温暖化対策実施方針

## 《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	深谷市	事業所名	深谷市役所本庁舎				
取組措置		具体的取組措置			R3	R4	R5
03	自転車への転換の推進	深谷市自転車の安全な利用の促進に関する条例を定めている			○	○	○
(01)	自転車の安全利用の促進						
03	自転車への転換の推進	職員用駐輪場及び来客用駐輪場の維持管理			○	○	○
(02)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理						
03	自転車への転換の推進	新庁舎建設に伴い、個人用ロッカー、更衣室を整備した。令和3年度中に空気入れを配備する予定。			○	○	○
(03)	駐輪場以外の自転車通勤者向け設備の設置・維持管理						
04	その他マイカー通勤を削減するための取組	2km未満の自動車等使用者に対す通勤手当を廃止			○	○	○
(01)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し						
04	その他マイカー通勤を削減するための取組	テレワークを実施。			○	○	○
(04)	テレワーク制度の導入						
04	その他マイカー通勤を削減するための取組	庁内LANにおいて、エコ通勤についての啓発を実施			○	○	○
(05)	啓発活動の実施						

## 自動車地球温暖化対策実施方針

05 エコドライブの推進	庁内LANIにおいて、エコドライブについての啓発を実施	○	○	○
( 01 ) エコドライブの啓発				
05 エコドライブの推進	環境マネジメントシステム研修及び地球温暖化対策研修を実施	○	○	○
( 02 ) エコドライブ研修の実施				
07 時差通勤の実施	木曜日における窓口担当課の窓口延長に係る時差勤務(フレックス)	○	○	○
( )				